

# 意思疎通支援について

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
企画課自立支援振興室

- 障害者の情報・意思疎通支援については、日常生活その他の状況において、円滑に必要な情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行えるよう、意思疎通支援事業をはじめとする各種の事業等の実施により進めている。その代表的な事業として、都道府県及び市町村において、手話通訳や要約筆記等の方法により、障害者等とその他の者との意思疎通を支援する者の派遣やこれを担う人材の養成等の事業（意思疎通支援事業等）が行われている。
- 意思疎通支援事業等については、地域生活支援事業として、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態により実施されている一方で、地域により事業の実施状況にばらつきが見られ、支援が必要な者に対して十分なサービスが行き届いていないとの指摘がある。
- 意思疎通支援事業等を担う支援者は高齢化が進んでおり、学生や若者等を視野に入れた意思疎通支援従事者の確保等に資する新たな取組を検討する必要があるとの指摘がある。また、昭和45年に手話奉仕員養成事業が開始して以来、聴覚障害者を取り巻く社会環境が変化していることから、手話奉仕員及び手話通訳者養成カリキュラムの見直しなど、養成の在り方についても検討が必要との指摘がある。
- 視覚障害者に対する代筆・代読支援について、1回当たりの支援時間がそれほど長くないことから事業として成り立たず、制度として確立させるため、現行制度の運用の見直しなどを検討する必要との指摘がある。また、代筆・代読を必要とする場面によっては、当事者の権利義務関係にかかわることもあることを踏まえ、質の高い支援員の養成が必要との意見もある。
- 意思疎通支援事業等については、遠隔手話サービス等の新たなニーズの増加や、地域ごとの取組状況の差異等の指摘を踏まえ、障害者のICT及び情報通信システムの利用促進に取り組むべきとの指摘がある。また、聴覚障害者情報提供施設の果たすべき役割について、ICT技術の進展も踏まえた検討を進めるべきとの意見もある。

- 上記を踏まえ、意思疎通支援に係る以下の課題につき検討してはどうか。
  - ・ ICTの利活用の促進等
  - ・ 意思疎通支援事業に従事する担い手の確保
  - ・ 代筆・代読支援の普及に向けた取組

## 検討の方向性

- ICTの利活用の促進等
  - ・ 令和2年度から実施している「遠隔手話サービスを利用した意思疎通支援体制強化事業」により環境整備された自治体における普及状況等の確認。
  - ・ 令和4年度予算において障害者等のICT機器の利用機会の拡大や活用能力の向上を支援する都道府県等のICTサポートセンターへの後方支援等を実施する事業を創設。
  - ・ ICT技術の革新や、意思疎通支援に係る新たなニーズを踏まえた聴覚障害者情報提供施設における支援の在り方についての調査研究事業の実施。  
これらの取組の実施状況等を踏まえ、更なる検討を行うこととしてはどうか。
- 意思疎通支援事業に従事する担い手の確保
  - ・ 令和元年度から本格実施した「若年層の手話通訳者養成モデル事業」や令和4年度予算で創設した意思疎通支援従事者への関心を高める広報・啓発等を行う事業などの取組の実施状況を踏まえ、引き続き検討をしていくこととしてはどうか。
  - ・ 手話通訳者及び手話奉仕員に係る養成カリキュラムの見直しについて検討してはどうか。
- 代筆・代読支援の普及に向けた取組
  - ・ 代筆、代読に関する効果的な支援に資するための調査研究事業を実施し、障害福祉サービスにおいて必要な支援が提供されるような運用の見直しについて検討してはどうか。

## 障害者の情報・意思疎通支援の主な取組

### 1. 意思疎通支援事業等の実施

#### ○ 意思疎通支援者の派遣等(地域生活支援事業:市町村必須事業)

聴覚、言語機能、音声機能、視覚、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体などの障害や難病のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳者・要約筆記者の派遣、手話通訳者の設置、点訳・代筆・代読・音声訳等による支援事業の実施により、障害者等とその他の者の意思疎通を支援する。

#### ○ 意思疎通支援者の養成(地域生活支援事業:都道府県必須事業)

上記事業により派遣される意思疎通支援者等の養成研修を実施。

### 2. 意思疎通支援従事者確保等事業(令和4年度新規事業)

#### ○ 意思疎通支援従事者の確保事業

主として若年層に対して、意思疎通支援従事者への関心を高め参入促進等を促す広報・啓発活動の実施、意思疎通支援従事者が活躍する事業者や意思疎通支援を先駆的に取り組んでいる企業・団体等に関する情報収集や対外発信の実施。

#### ○ 障害者等のICT機器利用支援事業

全国連絡会議の実施、ICTサポートセンターに対する支援、ICT機器に関する情報収集・発信、関係機関との連携、ICTサポートセンター未設置自治体への支援等の実施

### 3. 視聴覚障害者情報提供施設の運営

点字刊行物や視覚障害者用の録音物の製作や貸出のほか、情報機器の貸出、視覚障害者に関する相談等に係る事業及び点字刊行物の出版に係る事業を実施する視覚障害者情報提供施設(点字図書館等)、専ら聴覚障害者が利用する字幕(手話)入りの録画物の製作や貸出、手話通訳者・要約筆記者の派遣等を行うとともに、情報機器の貸出、聴覚障害者に関する相談等に係る事業を実施する聴覚障害者情報提供施設が全国に設置されている。

### 4. ICTの活用等による情報・意思疎通支援の充実

#### ○ インターネットの活用等による情報提供

視覚障害者等がインターネットを利用し、自宅にいながら全国の点字図書館の蔵書・図書の検索や貸出を行うことができる「サピエ」(視覚障害者情報総合ネットワーク)の運営。

#### ○ 遠隔手話サービスの導入

新型コロナウイルス感染症の影響により、手話通訳者等の派遣が困難な状況がみられる中で、聴覚障害者等の意思疎通支援体制を確保するため、遠隔手話サービスの活用を促進。

#### ○ ICT機器の活用支援

ICT機器の紹介や貸出、利用相談等を行うサポートセンターの設置やパソコンボランティアの養成・派遣を行う「ICTサポート総合推進事業」を実施。

## 意思疎通支援事業等の概要（地域生活支援事業）

聴覚、言語機能、音声機能、視覚、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体などの障害や難病により、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳、要約筆記者等の方法により、障害者等とその他の者の意思疎通を支援するため、自治体を実施する意思疎通支援者の養成・派遣事業への支援を実施。

### 意思疎通支援者の派遣

○手話通訳者・要約筆記者の派遣、手話通訳者の設置、点訳・代筆・代読・音声訳等による支援事業の実施により、意思疎通の円滑化を図る。

※ 手話通訳者の設置が困難、急な依頼など手話通訳者の派遣が困難な場合には、遠隔手話通訳サービスの実施も可能。

○実施主体：市町村、都道府県

※ 都道府県は、主として、市区町村域を越える広域的な派遣、市町村では対応が困難な専門性や緊急性の高い場合の派遣等を実施

#### ◆実施例

手話通訳者派遣の利用イメージ（通院時の付き添い）



### 意思疎通支援者の養成研修

○上記の派遣事業に従事する手話通訳者、要約筆記者等の意思疎通支援者の養成研修等を実施する。

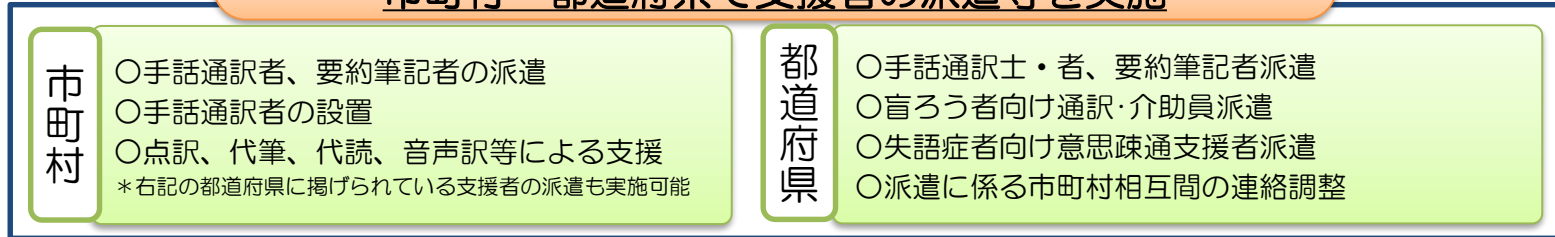
○実施主体：都道府県、市町村

※ 都道府県は、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、失語症者向け意思疎通支援者の養成を実施

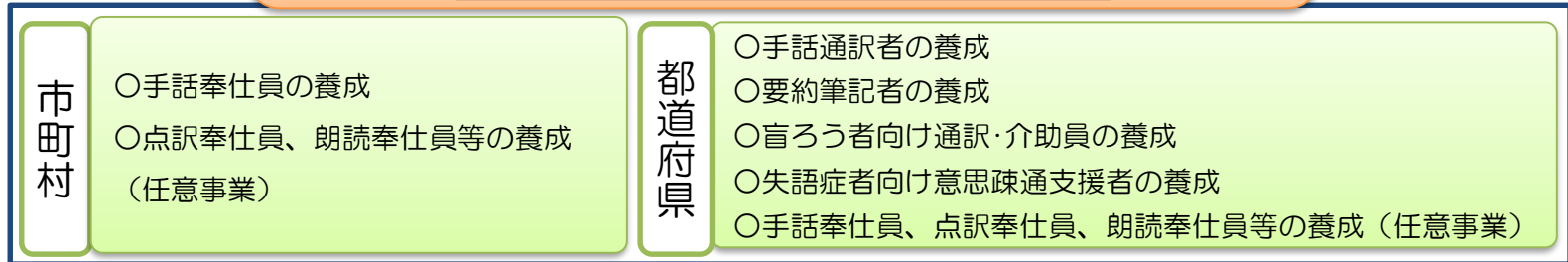
# 意思疎通支援者の養成・派遣の概要

- 聴覚、言語機能、音声機能、視覚、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体などの障害や難病により、意思疎通に支障がある障害者等とその他の者の意思疎通を支援するため、手話通訳者、要約筆記者等の派遣や養成等を実施する。
- 市町村や都道府県が実施する派遣や養成の事業については「地域生活支援事業」(※)の事業に位置づけられている。
- (※)地域の特性や利用者の状況に応じ、実施主体が柔軟な形態により様々な事業を実施する(令和4年度予算:518億円 補助率50/100以内)

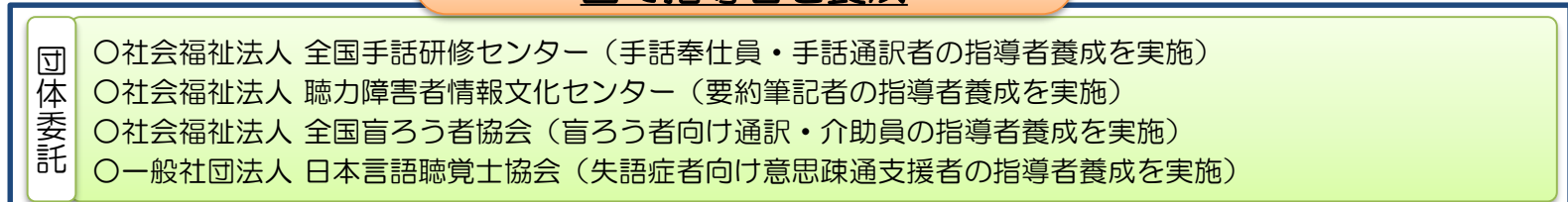
## 市町村・都道府県で支援者の派遣等を実施



## 都道府県・市町村で養成研修を実施



## 国で指導者を養成





# 若年層の手話通訳者養成モデル事業

- 手話通訳者の今後の高齢化への対応策として、若年層の手話通訳者の養成の促進を目指し、大学生等を対象としたモデル事業を実施し、もって手話通訳者の人材確保を図ることを目的として、厚生労働省の委託事業として実施。

(事業実施団体) 社会福祉法人全国手話研修センター

(予算額) 令和4年度予算額: 15,586千円

(現行の事業内容)

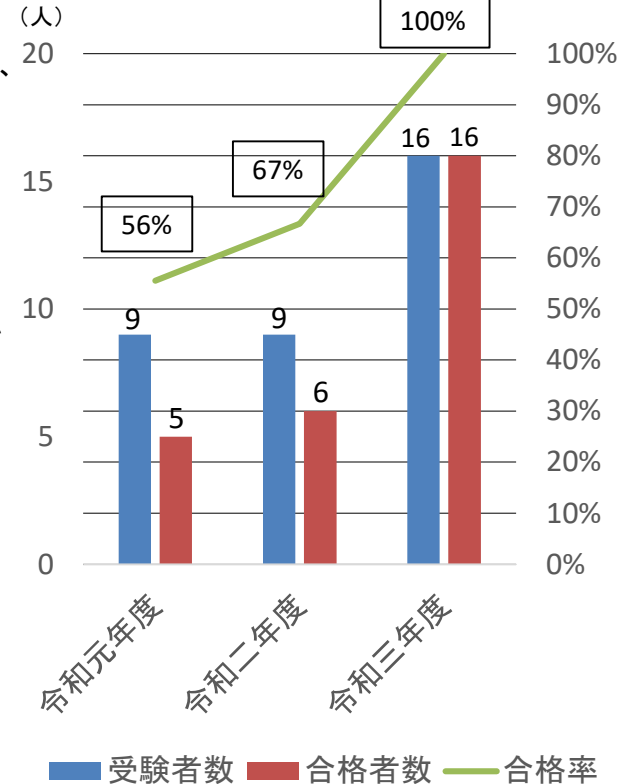
- 令和3年度は龍谷大学において、概ね35歳以下を対象とする以下の習熟度に応じた公開講座をモデル的に実施している。
  - ・手話通訳講座: 手話通訳者全国統一試験合格を目標
  - ・手話コミュニケーション講座: 全国手話検定試験2級合格を目標



(令和4年度拡充後の事業内容)

- 龍谷大学(手話通訳講座、手話コミュニケーション講座)の他、東北福祉大学、山口県立大学、長崎純心大学において、手話コミュニケーション講座を実施。

(参考)手話コミュニケーション講座の受験者数・合格者数・合格率





# 意思疎通支援従事者確保等事業(令和4年度予算新規事業)

【令和4年度予算額】50,000千円

## 事業目的

意思疎通を図ることに支障がある障害者等とその他の者を支援する意思疎通支援従事者の高齢化の影響等による人材不足の状況や、近年のデジタル技術の進展に伴いICT機器の利活用が進められる中で、専門的な技能を有する若年層の人材確保や障害者等のICT機器の利用支援を図ることが急務となっている。

このため、意思疎通支援従事者の確保を図ることを目的として若年層に対して意思疎通支援従事者への関心を高め、意思疎通支援事業等の分野への参入促進や意識変容を図るために工夫を凝らした広報・啓発活動の展開及び意思疎通支援従事者を活用して障害者等への支援を行う事業者の情報収集・発信等や、障害者等のICT機器の利用支援を図ることを目的としてICTサポートセンターの活動を支援する拠点の設置等の事業を実施する。

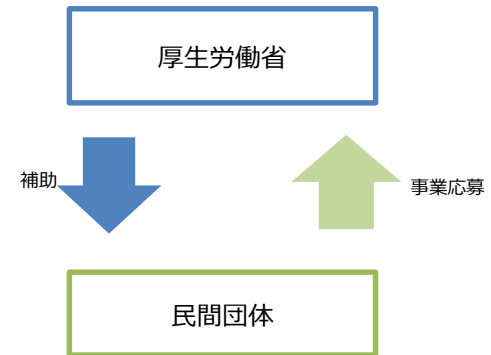
## 事業イメージ

### ①意思疎通支援従事者の確保事業

- ・意思疎通支援の分野にかかる情報収集・発信等
- ・意思疎通支援従事者への関心を高める広報・啓発等
- ・意思疎通支援従事者の確保に向けた課題分析

### ②障害者等のICT機器利用支援事業

- ・全国連絡会議の実施
- ・ICTサポートセンターに対する支援
- ・ICT機器に関する情報収集・発信
- ・関係機関との連携
- ・ICTサポートセンター未設置自治体への支援
- ・その他必要な取組



## 実施主体

- 令和4年3月に事業公募を実施し、①の事業、②の事業それぞれ事業実施団体を選定済み。
- 令和4年4月より事業開始

## 意思疎通支援従事者の確保事業

意思疎通支援従事者の高齢化の影響等による人材不足の状況に対応するため、専門的な技能を有する若年層の人材確保に係る取組として、主として若年層に対して意思疎通支援従事者への関心を高め、意思疎通支援事業等の分野への参入促進や意識変容を図るために工夫を凝らした広報・啓発活動の展開や、意思疎通支援従事者が活躍する現場や意思疎通支援従事者を活用して障害者等への支援を行う事業者、障害者等の意思疎通支援に関して先駆的に取り組んでいる企業・団体等に関する情報の収集・発信など、創意工夫を凝らした取組を通じ、意思疎通支援従事者の確保を図る。

### 事業のイメージ

#### 事業実施団体

意思疎通支援事業等の分野への参入促進や意識変容を図るため、工夫を凝らした広報・啓発活動の展開等の企画立案、実施

#### 情報収集・発信

- 意思疎通支援従事者が活躍する現場の情報収集  
・意思疎通支援事業(自治体)  
・意思疎通支援従事者を雇用・活用している企業等
- 意思疎通支援従事者へのインタビュー等
- 意思疎通支援従事者の養成機関ヒアリング等
- 好事例等の対外的発信 など

#### 広報・啓発

- 主として若年層を対象とした効果的な広報・啓発  
・専用ポータルサイトの制作・運営  
・SNSを活用した情報発信
- 手話通訳、要約筆記をはじめ、障害種別に応じた意思疎通支援従事者の紹介による認知度向上の取組
- 関心を高めるイベントの開催 など

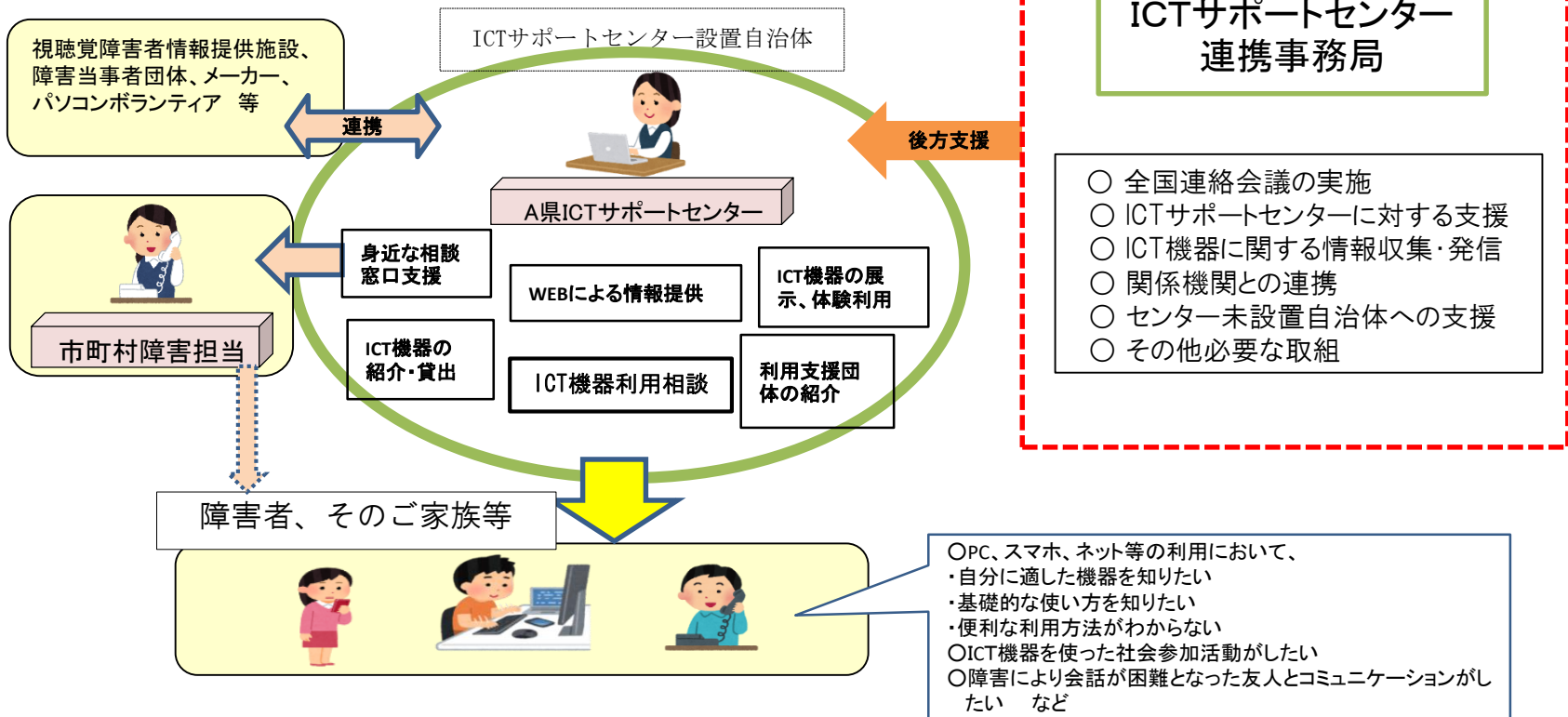
#### 確保に向けた課題分析

- 上記の取組を通じ、意思疎通支援従事者の確保に向けた課題の整理を行うとともに、課題解決に向けた有効な方策等について提案。

## 障害者等のICT機器利用支援事業

障害者等のICT機器の利用機会の拡大や活用能力の向上を目的として、各自治体が設置するICTサポートセンター( ICT機器の紹介や貸出、利用に係る相談等を行う拠点: 地域生活支援事業等)の活動を支援する「ICTサポートセンター連携事務局」を設置し、ICTサポートセンターにおける取組の好事例の横展開、情報の共有機会の提供等により、地域における障害者のICT機器利用に関する相談体制等の充実を図る。

### 事業のイメージ



# 遠隔手話サービスを利用した聴覚障害者の意思疎通支援体制強化事業

## 1. 事業概要

○ 新型コロナウイルスの発生により、聴覚障害者が行政機関や学校、保健所への相談や病院への受診等に際して、手話通訳者等の同行が困難な状況がある(※)が、各自治体ともこれらの機関における聴覚障害者等に対する意思疎通支援の体制が不十分である。

(※)手話通訳者の感染が懸念されることや、感染予防のためのマスクの着用等により、口話が困難になってしまうため。

○ そこで、都道府県に加え市町村に対して、遠隔手話サービス(※)を実施するための導入経費を支援することにより感染予防を進め、地域において聴覚障害者等が安心して相談等できる体制の整備を図る。

(※)タブレットやスマホを通じて、遠隔手話を行うことができるサービス

## 2. 補助内容

遠隔手話サービスを実施するための初度経費についての支援

◇遠隔手話サービスの提供場所整備

通訳ブース整備

システム初期導入費用

◇貸し出し用タブレット

※必要に応じて、遠隔手話広報・啓発に関する取組も実施。

3. 実施主体 : 都道府県及び市町村

4. 予算額 : 令和2年度 第1次補正予算 6.0億円  
第3次補正予算 3.3億円

5. 補助率 : 定額(10/10)

## <事業実施イメージ>

- ◆ 遠隔手話通訳サービスの導入により、**手話通訳者の感染防止**や、**手話通訳者の移動時間短縮による支援の効率化、緊急時への対応**が可能となる。

## 【利用者(聴覚障害者)側に必要な機材等】

個人所有のタブレット、スマートフォン

→専用アプリのインストール(無償)等を行い、遠隔手話サービスを利用  
※ タブレット等を所有しない者については、自治体(施設)から聴覚障害者へ貸し出しも想定(医療機関や相談機関へ一時的に貸し出すことも可能)

各自治体の行政窓口での相談



遠隔手話サービスの提供



医療機関での受診・治療



# 障害者ICTサポート総合推進事業の概要

※地域生活支援促進事業（国庫補助率：1／2）の一つとして実施。  
※令和4年度予算額：地域生活支援事業費等補助金（518億円）の内数

## 目的

障害者の情報通信技術（ICT）の利用機会の拡大や活用能力の向上を図り、情報へのアクセスを円滑に行えるよう支援することにより、障害者の自立と社会参加の促進を目的とする。

## 実施主体

都道府県、指定都市及び中核市

## 事業内容

障害者の情報アクセシビリティの向上のため、以下の事業を実施する。

- (1) 障害者に対するICT機器の紹介や貸出、また利用に係る相談等を行う総合的なサービス拠点（「サポートセンター」等）を設置し運営する事業
  - ◆例・・・聴覚障害者が参加する会議などヘアリンググループの貸出  
障害者のパソコン利用に関する相談会の開催 等
- (2) 障害者に対し、サピエ(※)等のインターネットを通じたサービスの利活用や、ICT機器の操作についての支援を行うパソコンボランティアの養成・派遣を行う事業
  - ◆例・・・パソコンボランティアが障害者の自宅へ訪問し、実際に使用する機器を使用しながらの利用支援  
地域の住民を対象としたパソコンボランティアの養成研修会の開催 等
- (3) 視覚障害者等の地域生活を支援するため、地域の広報誌やイベント案内などの地域情報を音声や点字などの利用しやすい媒体に加工しサピエ(※)等の障害者がアクセスしやすいネットワークにアップロードする事業
  - ◆例・・・視覚障害者情報提供施設と連携し、地域生活において必要な情報をサピエへアップロードを行う 等

(※)・・・視覚障害者情報総合ネットワーク

# 聴覚障害者情報提供施設における支援の在り方に関する調査研究

**実施年度** 令和4年度

**実施主体** 民間団体 ※ 障害者総合福祉推進事業

## 事業内容

- ・ 聴覚障害者に対する支援の中核機関である聴覚障害者情報提供施設について、ICT技術の革新や、遠隔手話サービス等の新たなニーズを踏まえた、聴覚障害者に対する新たな支援の在り方についての調査研究を行う。
- ・ 聴覚障害者情報提供施設の運営主体や当事者団体、手話通訳従事者などの関係者及び自治体、著作権者や放送業界、学識経験者等からなる検討会を設置し、ICT技術の革新や新たなニーズを踏まえた聴覚障害者に対する支援の在り方について検討を行う。
- ・ さらに、必要に応じ、聴覚障害者情報提供施設や地方自治体等に対する調査やヒアリングを実施する。

## 狙いとする事業の成果

- ・ 平成2年に制度化された聴覚障害者情報提供施設について、新たなニーズを踏まえた支援が提供されるよう広く普及するとともに、今後見直しが行われる場合の参考資料として活用する。

## 手話通訳に係る意思疎通支援従事者の養成についての研究

**実施年度** 令和4年度

**実施主体** 民間団体 ※ 障害者総合福祉推進事業

### 事業内容

- ・ 聴覚障害者を取り巻く社会環境の変化により、手話通訳者及び手話奉仕員に求められる資質も大きく変わっていると考えられることから、手話通訳者及び手話奉仕員に係る養成カリキュラムの見直しに向けた研究を行う。
- ・ 令和3年度障害者総合福祉推進事業「手話奉仕員及び手話通訳者養成カリキュラムのあり方に関する調査研究」で得られた手話奉仕員及び手話通訳者養成事業の現状と課題に関する知見を踏まえ、養成カリキュラムの見直しの方向性について検討する。
- ・ さらに必要に応じ、地方自治体等に対する調査やヒアリングを実施する。

### 狙いとする事業の成果

- ・ 平成10年に策定された手話通訳者及び手話奉仕員に係る養成カリキュラムにつき、障害者総合支援法や障害者差別解消法の成立、ICT技術の発達による電話リレーサービスや遠隔手話サービスの実施等、聴覚障害者を取り巻く社会環境の変化を踏まえた改定に向けた基礎資料とする。



## 代筆、代読に関する効果的な支援方法に関する研究

---

**実施年度** 令和4年度

**実施主体** 民間団体 ※ 障害者総合福祉推進事業

### 事業内容

- ・ 代筆、代読などの支援が必要な視覚障害者に対し適切なサービスが提供されるよう、意思疎通支援事業や居宅介護等で提供される代筆、代読に関する効果的な支援に資するための研究を行う。
- ・ 当事者団体や居宅介護等の障害福祉サービス従事者、自治体、学識経験者等からなる検討会を設置し、代筆、代読に関する効果的な支援の方法や、支援者の養成の在り方について検討する。
- ・ さらに必要に応じ、地方自治体等に対する調査やヒアリングを実施する。

### 狙いとする事業の成果

- ・ 代筆、代読についての普及に関する資料として、地方自治体や障害福祉サービス事業所等に広く周知するとともに、運用改善を行う場合の参考資料として活用する。